

企業会計基準委員会 御中

イノベーション・エンジン株式会社
新庄義和

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い案」
へのその他のコメント(質問5)

本公開草案は、未公開企業にも適用されるものと見受けられます。

本公開草案においては、従来の会計基準の運と同様に、未公開企業にもストック・オプション会計基準における未公開企業における取扱い(13項)が適用され、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行う方法を選択適用することができるものと理解していいますが、当該取扱いについては、本公開草案では明示的に示されていないので、未公開企業における取扱いについては当該特則が適用できる旨を明示すべきではないでしょうか。

当該方法が認められないとなると、ストック・オプションが有償/無償で発行された場合の取扱いが異なるものとされる理由が不明確であると考えます。